



15. 税金

ねんいじょうにほん す ひと がいこくじん いってい しょとく
 1年以上日本に住んでいる人は、外国人であっても一定の所得
 (収入)があれば、日本人と同じように税金を納める義務があります。
 にほん ぜいきん おお わ くにおお ことぜい どうふけん しゅちやう おお
 日本の税金は大きく分けて国に納める国税と、都道府県・市区町に納
 める地方税があります。国税の代表的なものは所得税や消費税などで、
 じゅうみんぜい じどうしゃぜい ちほうぜい
 住民税や自動車税などは地方税です。

1. 国税

1-1 所得税

しょとくぜい とし がつ ついたち がつ にち え
 所得税は、その年の1月1日から12月31日まで、あなたが得た
 しょとく か ぜいきん よくとし がつ にち がつ にち
 すべての所得に課せられる税金で、翌年の2月16日から3月15日
 あいだ かくていしんこく おな がいこくじん
 の間に確定申告をしなければなりません。ただし、同じ外国人であっ
 ても居住者と非居住者とは課税の範囲や税率が違います。

居住者と非居住者

「居住者」とは日本に住所があり、または、現在まで引き続き1
 ねんいじょういどころ こじん げんそく しょとく おう いっぱん
 年以上居所がある個人のことで、原則として所得に応じて、一般の
 にっぽんじん おな ぜいりつ
 日本人と同じ税率がかかります。

「非居住者」とは居住者以外の個人のことをいい、非居住者の場合
 げんそく しょとく ぜいきん
 は原則として所得の20%の税金がかかります。

1-2 確定申告と源泉徴収（納税方法）および年末調整

じえいぎやう ひと まいとし がつ にち がつ にち
 自営業をしている人などは、毎年1月1日から12月31日までの
 ねんかん しょう しゅうにゆうきんがく ひつようけいひ ぜいがく けいさん
 1年間に生じたすべての収入金額から必要経費、税額などを計算して、
 よくとし がつ にち がつ にち あいだ ちやくせつぜいむしょ しょとくぜい
 翌年の2月16日から3月15日までの間に、直接税務署に所得税の
 しんこく かくていしんこく
 申告します。これを「確定申告」といいます。

これに対し、サラリーマンのように会社から給料やボーナスをも

らっている人（給与所得者）の場合は、会社が毎月、自動的に給料から所得税を差し引いて納付をしています（源泉徴収）。

しかし、この毎月の天引きされる所得税には、年の途中の扶養家族の増減や、生命保険料等の控除額が反映されていません。そのため、会社で、「年末調整」をおこない、予定納税で納めた税金の過不足を清算します。そのため、年末調整によってサラリーマンの納税は完了しますので、確定申告をする必要はありません。

ただし、年末調整で控除を受けられない以下の場合については、住所地在を管轄する税務署での確定申告が必要です。

サラリーマンで確定申告が必要な主な例

- ・ 給与以外に副収入がある人（合計20万円を超える場合）
- ・ 2ヶ所以上から給与の支払を受けている人（合計額が一定額を超える人）
- ・ 給与の年間収入が200万円を超える人

12月から1月頃に、1年間の給与所得や納付税額を証明する書類「源泉徴収票」が勤務先から渡されます。源泉徴収票は、あなたの給与所得などを証明するとても重要な書類で、在留資格の更新手続きなどのときに必要な書類です。大切に保管しておきましょう。

年末調整後、12月31日までの間に子どもが生まれたり、保険に加入した場合には、次の年の1月31日まで年末調整の再調整をすることができます。

けることができます。

本^{ほん}国^{こく}に扶^ふ養^{よう}者^{しゃ}がいる場^{ばあ}合^い、扶^ふ養^{よう}控^{こう}除^{じょ}が受^うけられま^らすので、
給^{きゅう}与^よ所^{しょ}得^{とく}者^{しゃ}であ^っても、扶^ふ養^{よう}控^{こう}除^{じょ}を受^うけてい^ない場^{ばあ}合^いは、確^{かく}定^{てい}申^{しん}告^{こく}
を^して税^{ぜい}金^{きん}を還^{かん}付^ぷし^てもら^いま^しょう。

[参考] 浜^{さん}松^{こう}市^し「カナル・ハママツ」

URL http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/hamaJa/10_zeikin_01.htm

(日^に本^{ほん}語^ご)

1-4 消費^{しょうひ}税^{ぜい}

物^{もの}を^かい^ったり、サ^さー^さビ^びス^すを受^うけ^たと^きに支^し払^{はら}
物^{もの}を^かい^ったり、サ^さー^さビ^びス^すを受^うけ^たと^きに支^し払^{はら}
う^お金^{かね}に5%か^かる税^{ぜい}金^{きん}で^す。値^ね段^{だん}に消^{しょう}費^ひ税^{ぜい}が
含^ふま^れて表^{ひょう}示^じさ^れてい^る「内^{うち}税^{ぜい}」と、消^{しょう}費^ひ税^{ぜい}が
含^ふま^れず、別^{べつ}に加^か算^{さん}さ^れる「外^{そと}税^{ぜい}」とが^あり^ます。



2. 地方^{ちほう}税^{ぜい}

地^ち方^{ほう}税^{ぜい}とは、前^{ぜん}年^{ねん}の所^{しょ}得^{とく}に^お応^{おう}じ^て算^{さん}定^{てい}さ^れた税^{ぜい}金^{きん}を、1月^{がつ}1日^{いつ}現^{げん}在^{ざい}住^{じゅう}んでい^る都^と道^{どう}府^ふ県^{けん}や市^し町^{ちょう}に納^{おさ}め^る税^{ぜい}金^{きん}で、住^{じゅう}民^{みん}税^{ぜい}や
固^こ定^{てい}資^し産^{さん}税^{ぜい}、4月^{がつ}1日^{いつ}現^{げん}在^{ざい}の所^{しょ}有^{ゆう}者^{しゃ}に課^かせ^られる自^じ動^{どう}車^{しゃ}税^{ぜい}など^があ^り
ま^す。

2-1 住^{じゅう}民^{みん}税^{ぜい} (市^し県^{けん}民^{みん}税^{ぜい})

住^{じゅう}民^{みん}税^{ぜい}とは、住^すんでい^る地^ち域^{いき}の「住^{じゅう}民^{みん}」と^して暮^くら^してい^くた^め
の会^{かい}費^ひのよ^うな^もの^です。こ^の住^{じゅう}民^{みん}税^{ぜい}か^ら県^{けん}や市^し町^{ちょう}村^{そん}が福^ふ祉^し、教^{きょう}育^{いく}、
消^{しょう}防^{ぼう}、救^{きゅう}急^{きゅう}、ご^み処^{しょ}理^りな^どのさ^まざ^まな住^{じゅう}民^{みん}サ^ービ^スを^{てい}供^{きょう}し^てい^ま
す。

「県^{けん}民^{みん}税^{ぜい}」と「市^し町^{ちょう}村^{そん}民^{みん}税^{ぜい}」の2つを^あわ^せた^もの^を住^{じゅう}民^{みん}税^{ぜい}と^いい^ます。

じゅうみんぜい のうふほうほう

住民税の納付方法

サラリーマンの場合は、給与から天引き(源泉徴収)で納める方法で、給与と所得者の勤務先の会社が毎月の給与から税額を差し引き、それを取りまとめて各月分を翌月の10日までに納めます。また、自営業などの場合は、6月に送られる市区町の役所発行の納税通知書で、年間4回に分けて納めます。納付は最寄りの銀行や郵便局などで納付します。また銀行や郵便局の口座から引き落とす口座振替(自動払込)も利用できます。

じゅうみんぜい しんこく

住民税の申告

市町村に住所のある人は、原則としてその年の2月16日から3月15日までに各役所に住民税の申告書を提出しなければなりません。ただし次に該当する人は、申告の必要はありません。

- ・前年分の所得税の確定申告をした人
- ・前年中の所得が給与だけの人
- ・前年中の所得が公的年金だけの人

2-2 自動車税

毎年4月1日現在、自動車を持っている人にかかる税金です。静岡県から納税通知書が送られます。5月の納付期限までに郵便局・銀行などで納めます。

2-3 軽自動車税

軽自動車税は毎年4月1日現在、原動機付自転車(原付)、小型特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車などを持っている人にかかる税金です。市区町の役所から納税通知書が届いたときは、6月の納付期限までに郵便局・銀行などで納めます。

2-4 その他の税金

そのほか、車検のときにかかる自動車重量税や、土地や家屋を持っている人にかかる固定資産税があります。

2-5 こんなときには...

自分の自動車や軽自動車を人に譲ったときや、廃車にしたとき、また盗難にあったりしたときは、必ず最寄りの運輸支局で名義変更や廃車の登録手続きをしてください。名義変更や廃車の手続きを行わないと、いつまでも税金がかかってきます。

3. 納税証明書と所得証明書

在留資格の変更や、子どもを保育所（園）に入れるとき、または公的住宅に入居を申し込むときなどには、収入を証明する納税証明書や所得証明書が必要となる場合があります。証明書が必要な場合は1月1日現在住んでいた市区町の役所へ申請してください。

4. 二重課税防止手続き

日本で働いて取得した資金を元手に、本国で事業を起こしたり、土地を購入したりするケースも多いようですが、このとき、本国から多額の税金を請求される（二重課税）といったことが起きる恐れがあります。そこで、日本とアメリカ、中国、韓国、ブラジル、インドネシア、フィリピン、タイなどの国の間に、二重課税を防ぐ租税相互条約というものがあることがあり、日本国内での所得に対する納税を証明することで、帰国してからの二重課税を回避することができます。

そぜいじょうやくていけつこく (2008 ねん がつげんざい 56 かこく)
租税条約締結国 (2008年10月現在 56カ国)

アイルランド、アメリカ、アゼルバイジャン、アルメニア、イギリス、イタリア、イスラエル、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、エジプト、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、^{かんこく}韓国、キルギス、グルジア、ザンビア、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、スリランカ、スロバキア、タイ、タジキスタン、チェコ、^{ちゅうこく}中国、デンマーク、ドイツ、トルコ、トルクメニスタン、ニュージーランド、ノルウェー、パキスタン、ハンガリー、バングラデシュ、フィジー、フィリピン、フィンランド、ブラジル、フランス、ブルガリア、ベトナム、ベルギー、ベラルーシ、ポーランド、マレーシア、^{みなみ}南アフリカ、メキシコ、モルドバ、ルーマニア、ルクセンブルグ、ロシア

ぜいむしょ しくちょうやくば のうぜいか さんしょう
税務署リスト、市区町役場 (納税課) リストを参照してください。

ぜいむしょ しくちょうやくば
税務署リスト P347・市区町役場リスト P208